

独立行政法人環境再生保全機構の
業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容

令和5年8月

第1 基本的な考え方

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害や石綿による健康被害対策、廃棄物処理対策等、社会問題化した環境に係る諸課題に対して国民の健康で文化的な生活を確保する役割を担うとともに、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援や環境政策に関する研究・技術開発の推進、気候変動適応策としての熱中症対策の推進等による、持続可能な循環共生型の社会の実現を目指す役割も一体的に担うことにより、我が国が直面する環境、経済、社会に関わる複合的な危機や課題の解決に寄与する法人である。

我が国の環境を取り巻く状況をみると、気候変動や生物多様性の損失等の地球環境の悪化が、危機的状況にあり、環境問題の枠にとどまらず、経済・社会にも大きな影響を与える問題となっている。

これらの直面する社会課題に対し、炭素中立（カーボンニュートラル）・循環経済（サーキュラーエコノミー）・自然再興（ネイチャーポジティブ）の同時達成に向け、地域循環共生圏の構築等により統合的に取組を推進することを通じて、持続可能な新たな成長を実現していくことが求められる。

2050年カーボンニュートラルと2030年度温室効果ガス46%削減目標や、気候変動と密接な関係がある生物多様性の保全や資源循環等の目標の達成は、決して容易なものではなく、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、全ての社会経済活動において、持続可能な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠である。

機構は、環境省のパートナーとして、公害健康被害の補償をはじめとする人の命と環境を守る基盤的取組に加え、こうした環境政策の野心的な目標に対して積極的な役割を果たしていくことを目指して、複雑化する社会の変化や求められる役割の変化に対応し、環境・経済・社会の複合的な課題解決とSDGsの実現に貢献する組織となるべきである。そして、機構が将来像として自ら描いた、シンクタンク機能、ファンディングエージェンシー機能、環境データ集積機能、地域主体支援機能を発揮できるよう、バックキャストの手法で前進を目指すべきである。

機構は、これまで汚染負荷量賦課金の徴収、各種基金の運用管理、医療費等の給付、地方公共団体やNPO、研究機関に対する資金配分を適切に実施し、多様なステークホルダーと連携協働して、成果を向上させてきた。また、次世代の環境保全を担う若手のNPOや研究者の育成、医療従事者向け研修等による専門的な人材育成にも力を入れるとともに、石綿健康被害救済業務においては、機構職員自らが患者や遺族からの相談に対して丁寧かつ正確な対応を行い、国民からの信頼を獲得してきた。

機構は、これらの「強み」を最大限に活かし、将来像の実現や環境政策が置かれた状況の変化、地域における社会課題解決に向けたニーズの高まりを念頭におきつつ、各業務の背景にある経緯や努力の方向性等を十分に認識し、その役割を果たしていく必要がある。

このような観点から、機構の業務及び組織については、第4期中期目標期間の見込評価結果等を踏まえつつ、環境分野の政策実施機関として機能の最大化を図るとともに、業務の効率化にも資するため、以下の見直しを行う。

第2 事務及び事業の見直し

1. 公害健康被害の補償に関する業務

<措置を講ずる背景・理由>

我が国では、昭和30年代からの急速な経済発展に伴い大気汚染や水質汚濁といった産業公害により健康被害が生じ、重大な社会問題となった。この時期に相次いで提起されたいわゆる四大公害裁判のうち、四日市公害裁判において大気汚染による健康被害を認める判決が出されたことが契機となり、公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護等を目的とする「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和四十八年十月五日 法律第百十一号、以下「公健法」という。）が制定され、民事責任を踏まえた損害賠償保障制度としての性格を持つ公害健康被害補償制度が創設された。

機構は、その前身の公害健康被害補償予防協会の時代から本制度の運営主体として主に汚染負荷量賦課金等の賦課徴収及び徴収した資金の管理を行っており、長年にわたり蓄積した豊富な経験やノウハウ等を有している。これらを最大限に活かしながら、引き続き公健法に基づく公害健康被害者への補償給付支給費用等の一部を納付義務者から賦課徴収する業務及び指定地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体（以下この業務において単に「地方公共団体」という。）が補償給付等を行うために必要な費用の納付等の業務を行う。

<講ずる措置>

本制度による健康被害者への補償給付等は、必要な費用をその年の賦課金及び交付金等で賄っていることから、賦課金等の財源を適切に確保することが求められる。申告納付方式を採る汚染負荷量賦課金の徴収で高い申告・徴収率を維持するため、機構はこれまでも制度の趣旨等を丁寧に説明し理解を得ることで納付義務者の自主的な協力を促してきた。引き続き、本制度を安定的に運用するために高い申告・収納率を確保することが重要であり、デジタル技術を活用し、手続に係る利便性の向上や業務の効率化等を進めつつ納付義務者の協力を促すとともに、制度創設からの時間経過に伴う社会情勢の変化に柔軟に対応し制度運用の適正性及び公平性を確保していくことが求められる。

また、機構が徴収した補償給付支給費用等は、地方公共団体を通じて被認定者等に適正に支給される必要があるため、そのための業務支援等にも積極的に取り組むことが求められる。

2. 公害健康被害の予防に関する業務

<措置を講ずる背景・理由>

大気汚染の状況の改善を踏まえて昭和62年に公健法が改正され、全ての第一種指定地域の地域指定が解除された。その結果、新たな公害患者の認定は行われなくなり、個人に対する補償の代替措置として、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策を推進する公害健康被害予防事業が創設された。

機構は、産業界等からの拠出で造成された公害健康被害予防基金の管理・運用を行い、その運用益により、大気汚染の影響による健康被害に関する調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、旧第一種指定地域及びそれに準ずる地域の地方公共団体が地域の実情に応じて実施する健康相談、健康診査及び機能訓練等の事業に対して助成を行う。

<講ずる措置>

予防事業は、事業に必要な経費を基金の運用によって得ることとされているが、近年の市中金利の低下の影響を受け、第5期中期目標期間中の事業予算は第4期中期目標期間よりも縮減せざるを得ない状況にある。このような状況下にあっても、環境に配慮した運用も行いながら必要な財源を確保しつつ、事業の重点化、効率化を図ることにより予防事業を適切に進めていくことが求められる。

機構が行う事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防の観点から関連する調査研究を適正に進めるとともに、機構がこれまでに得た様々な知見等を活用して、地域住民、医療関係者及び地方公共団体の職員等に対し、研修、イベント及びWeb等の効果の高い手法を通じて、それぞれの立場や役割に応じて必要となる知見の提供に努める。

地方公共団体への助成事業については、ぜん息及び慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症又は増悪の予防に資する事業を重視し、地域のニーズに的確に対応するために必要に応じた見直しや医療従事者・患者団体等ステークホルダーと協力して的確な事業支援を行う等により、事業効果を高めるものとする。

また、機構は、令和4年度及び5年度において、予防事業のノウハウを活かし、環境省から熱中症対策の地域モデル事業を受託してきた。こうした実績を踏まえ、気候変動適応法及び機構法の改正に伴って令和6年度から開始する熱中症対策推進業務について、機構として十分な準備を行うものとする。

3. 民間環境保全活動の助成及び振興（地球環境基金事業）

<措置を講ずる背景・理由>

我が国の環境政策においては、カーボンニュートラルに加え、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの同時達成により、将来にわたって質の高い生活をもたらす持続可能な新たな成長につなげていくことを目指しており、これらの施策の関係性を踏まえた「統合」が重要である。それぞれの施策間でトレードオフを回避しつつ、相乗効果が出るよう統合的に推進することにより、持続可能性を巡る社会課題の解決と経済成長の同時実現を図ることが重要である。

我が国全体を持続可能な社会に変革していくにあたり、各地域がその特性を生かした強みを発揮しながら、地域同士が支え合う自立・分散型の社会、「地域循環共生圏」をさらに発展させるとともに、全国規模に広げる必要がある。

機構は、民間団体等への助成等を長年に渡り実施することで蓄積した、豊富な経験や評価分析データ等を今後の取組に最大限に活かしながら、国内外の民間団体等が行う環境保全活動への助成業務や、人材育成等の振興業務を行うことで「地域循環共生圏」の創造に貢献する。

<講ずる措置>

民間団体等への支援等においては、SDGsが持つ、複数の課題を統合的に解決することを目指すという考え方を踏まえつつ、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入、自然資源の活用、海洋プラスチック対策等、地域における課題解決の手段として、環境・社会・経済の課題を同時解決するローカルSDGs事業を各地で数多く生み出す基盤となる「地域循環共生圏」の創造等による持続可能な社会の構築に向けた活動への支援を強化する。

また、機構のこれまでの知見や経験等を活かして地域の民間団体等を支援し、環境保全に係る課題を解決するとともに新たな価値を創造するという役割のもと、民間団体等と地域のステークホルダーとの連携に係る支援の拡充や民間団体等の組織基盤の強化等に取り組む。さらに、SDGsの達成に向けて自主的に環境活動に参画する人材を創り出すという取組の充実のため、国民・事業者等に対して環境保全に係る学習・実践の機会を提供する取組や理解を増進させる取組等も重要である。

4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成

<措置を講ずる背景・理由>

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成一三年六月二二日 法律第六五号）において、国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（平成二八年七月二六日 閣議決定）においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置として、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により円滑に処理を推進していくこととしている。

このため、機構は、助成等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金により、中小企業者等の処理費用の負担軽減等を図るため、環境大臣が指定する者に対し、交付申請等の審査や支払等の助成業務を行う。

<講ずる措置>

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の活用においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に定める事業終了準備期間中に、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を完了するとともに、同社における処理事業の終了に向けて必要な手続きを円滑に進めること等に留意しつつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を生じないように、透明性・公平性を確保しつつ、その事務手続きを遅滞なくかつ着実に遂行する。

5. 維持管理積立金の管理

<措置を講ずる背景・理由>

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和四五年一月二五日 法律第一三七号）においては、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者（以下「設置者」という。）は、埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、維持管理積立金を積み立てなければならないとされている。

機構は、基金管理等を長年にわたり実施することで蓄積した豊富な経験等を今後の取組に最大限に活かしながら、機構に積み立てられた維持管理積立金について、許可権者（都道府県等）と連携しつつ設置者の積立てや取戻し等に関する管理業務を行う。

<講ずる措置>

維持管理積立金の管理は、近年、最終処分場の残余年数は上昇しており、積立てから取戻しまで長期にわたることになるため、許可権者及び設置者等への定期的な情報提供等による情報交換を重視し、制度の透明性・公平性を担保する。

6. 石綿による健康被害の救済に関する業務

<措置を講ずる背景・理由>

石綿による健康被害は長い潜伏期間を経て発症するため、原因者の特定が非常に難しいという特殊性から、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成一八年二月一〇日 法律第四号、以下「石綿法」という。）が制定された。

機構は、健康被害者に関係する各種の業務を長年に渡り実施することで蓄積した豊富な経験やデータ等を最大限に活かしながら、石綿法及び令和5年に取りまとめられた施行状況及び今後の方向性に係る中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会報告書に示されているとおり、国民への石綿による健康被害の救済に必要な情報の十分かつ速やかな提供に留意しつつ、新型コロナの影響により長期化した処理期間等について、環境省と協力して正常化に努め、石綿による指定疾病であることの認定等に係る業務、被認定者等に対する救済給付の支給業務、給付財源の納付義務者からの徴収業務を行う。

<講ずる措置>

石綿法に基づく救済等の業務は、一般的な行政サービスの提供にとどまらず、被害者視点に立った最大限の配慮の下に、丁寧に、速やかに、かつ正確に実施することが求められる。また、関係機関とも連携しながら、労災保険等の対象とはならない石綿健康被害者に対し積極的に救済制度の周知を図るとともに、手続の簡素化や取り扱う個人情報等の管理に万全の対策を講じること等により、被害者の利便性の向上及び不安の解消に努めるなど、制度の適正な運営を実現する過程での確かなマネジメントを行い、業務を堅実に遂行する。

また、地域住民の健康相談に対応している保健所等担当者に対する支援や医学的判定の精度向上に向けた医療従事者向けの支援として、これまで救済制度を運営してきた機構のノウハウを活かし、石綿による健康被害に係る知識・技術の向上を図るための研修や情報提供を積極的に実施する。

7. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務

<措置を講ずる背景・理由>

第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和三年三月二六日閣議決定）では、我が国の未来像であるSocietyの実現に必要なものとして、社会の再設計とサイバー空間での社会基盤の構築、「知」の創造、人材の育成を挙げており、内閣府総合科学技術・イノベーション会議は、同会議が司令塔となり、Society5.0の実現に向けて国民にとって真に必要な社会課題の解決や日本経済再生に寄与できるような世界を先導する革新技術等新事業創出など戦略的研究開発を推進している。

また、第5次環境基本計画では、持続可能性を支える技術の開発・普及を重要戦略の一つとして位置づけ、技術開発の基礎となる環境研究を着実に進め、基礎から要素技術開発、社会実装を円滑に進めるとともに、環境研究・技術開発を総合的に推進することができる人材育成にも取り組む必要があるとしており、環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）については、環境省が「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」（平成二十七年八月策定）に基づき行政ニーズの策定・提示及び環境政策への研究成果の活用推進等に取り組んでいる。

機構においては、あるべき社会の姿を踏まえた環境の保全に関する研究及び技術開発に関して、産官学の研究機関との連携や蓄積した経験や評価分析データ等を最大限に活かしながら、公募、審査・評価、配分業務等の研究推進業務を行う。

さらに、第3期戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）を担う研究推進法人に機構が指定されたことから、指定課題の研究管理はもとより、推進費における研究成果の活用や環境政策への反映など、当該研究成果の最大化が求められる。

<講ずる措置>

研究成果の社会実装に資するため、研究成果の最大化を目指す過程での的確なマネジメントとして、外部有識者等による評価、研究者支援等を充実させ、研究成果の社会実装・政策反映への橋渡しや研究者との政策ニーズやゴールの共有を図ること等により、的確かつ効果的な研究推進を行う。

推進費については、環境省が推進戦略等に基づき、行政ニーズの策定等に取り組む中で、機構は、公募、審査・評価等の業務において、若手研究者からの応募件数を拡大するとともに、外部有識者による公正な審査（事前評価）を実施すること等で高い研究レベルを確保する。

SIPについては、社会実装を見据えたプラスチックのサーキュラーエコノミーシ

システムの構築を実現するため、PDのマネジメントの下、研究開発に係る産官学の連携を強化する。また、第3期SIPIにおける研究成果を、他の研究開発プロジェクトや推進費の研究成果と連携することにより、社会実装の促進に取り組む。

さらに、効果的・効率的な資金の活用のため、研究費の利便性向上、研究成果の普及推進、国民への情報発信に取り組むとともに、研究費の不正使用防止の徹底に取り組む。

第3 組織の見直し

令和6年度から予定されている熱中症対策推進業務をはじめ、環境政策における機構の役割が増している現状を踏まえ、求められる役割を果たすために必要な組織体制を整備する。また、業務の実施状況等を継続的に確認し、専門人材の確保と育成を強化するとともに、必要に応じて人員配置の見直し等を行う。

第4 その他（業務全般に関する見直し）

（1）経費の効率化

これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等に加え、新たに取り組む業務の着実な実施が期待されることを踏まえ、引き続き経費の効率化に努める。

（2）給与水準等の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成二五年一二月二四日 閣議決定）等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。

（3）調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成二七年五月二五日 総務大臣決定）に基づき、機構が策定する「調達等合理化計画」を着実に実施し、監事による監査や外部有識者等から構成された契約監視委員会の点検等

により、公正性・透明性を確保しつつ調達等の合理化を推進する。

(4) 情報システムの整備及び管理

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和三年一二月二四日 デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

(5) 財務運営の適正化

自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

また、上記（１）～（３）で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。また、資金の管理及び運用に関する規程を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。

承継業務については、回収困難債権の比重が高まる中、債券管理を適切に行い、回収の早期化、最大化に努める。また、債権残高の減少を踏まえ、当該業務の今後を見据えた検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に取り組む。

(6) 内部統制の強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成二六年一二月二八日 総務省行政管理局長通知）等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。

(7) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等

「サイバーセキュリティ基本法」（平成二六年 法律第一〇四号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し対応する。また、研修等により、全役職員の情報セキュリティに対する高い意識を維持し、適正な情報セキュリティレベルを確保する。また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。

(8) 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化

人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで実施すること等により、業務運営に係るガバナンスの強化・改善及び組織の活性化を図る。

(以 上)